

諮問番号：諮問第 239 号

答申番号：答申第 239 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 非該当理由に、問題行動なく経過しているとあるが、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）はこだわりや思い込みによる言葉の理解が起こりやすく、拒絶やごまかしなどの場にそぐわない行動等が頻発している。これらの問題行動によって特に集団での生活に大きく制限を受けている。その為、今年から小学校の特別支援学級で授業を受けている。

(2) 処分庁は、本件児童を障害児に非該当と主張している。しかしながら、知能検査 I Q69、療育手帳 B 2、通常学級の通知表のコピー、本件児童の生活、学習能力の理由から障害児に相当する知能を考えるべきであるから、処分庁の主張は成り立たない。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は法令の規定に沿って適切に行われており、処分庁の判断に誤りはない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

1 本件児童の特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書」という。）において本件児童の障害は「知的障害、自閉スペクトラム症」とされていることから、本件児童の障害の認定は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障

害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）の別添 1 「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第 7 節の 2 の D 及び E の区分に基づき行われるものであるといえる。

- 2 認定基準第 7 節の 2 の D は、2 級の障害の状態を、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とした上で、標準化された知能検査による知能指数がおおむね 35 以下のものが 1 級に、おおむね 50 以下のものが 2 級に相当すると考えられると定めているほか、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断するとされている。

たしかに、本件児童の日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を検討すると、本件診断書では「現病歴」及び「これまでの発育・養育歴等」に関して、「忘れ物多いことなど注意されていた。」「文章の理解が苦手。」及び「5 年生から支援学級に在籍となっている。」との記述があるほか、「知能障害等」に関して、「療育手帳 B 2 取得。学習全体に発達の遅れが目立つ。」と記載されるなど、本件児童の障害の程度は、認定基準第 7 節の 2 の D の (2) における 2 級である「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に該当するとも考えられる。

しかし、本件児童においては、本件診断書の「知能障害等」では、I Q が 69 であり、認定基準第 7 節の 2 の D のイにて 2 級相当とされている知能指数「おおむね 50 以下」を大きく上回っている。

また、本件診断書では「日常生活の能力の程度」に関して、本件児童は食事、洗面、排泄、衣服、入浴及び睡眠は「自立」又は「問題なし」とされているほか、「習慣的な日常生活動作は概ね自立している」との記述がある。

以上のことから、処分庁が本件児童について、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要」ではないと判断し、知的障害に該当しないと評価したことが、不合理なものであるとは認められない。

- 3 認定基準第 7 節の 2 の E は、2 級の障害の状態を、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と定めているほか、日常生活能力等の判定に当たっ

ては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めると定めている。

本件児童においては、本件診断書では「発達障害関連症状」に関して、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」に該当した上で、「対人緊張が強く、想定外の事を言われると咄嗟に表出できなくなる。人の輪の中に入って行けない。こだわりが強く、いったん思い込むと修正が困難となる。不安が高まると嘔気などの身体症状が出現する。」と記載され、「性格特徴」に関して、「思い込みが強い、マイペース」と記載されている。また、「医学的総合判定」に関して、「発達障害に起因する、特に集団生活上の困難さを有しており見守りが必要」と記載されている。

これらのことから、本件児童の障害の程度は、認定基準第7節の2のEの(3)における2級である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当するとも考えられる。

しかし、本件診断書によれば、本件児童は、精神症状又は問題行動及び習癖が認められず、また「日常生活の能力の程度」に関して、食事、洗面、排泄、衣服、入浴及び睡眠は「自立」又は「問題なし」とされているほか、「習慣的な日常生活動作は概ね自立している」との記述がある。

よって、処分庁が本件児童について、障害の程度が認定基準第7節の2のEの(3)における2級である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当しないと判断したことが、不合理なものであるとは認められない。

4 また、処分庁は、局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）の3の(1)により置かれた医師の意見を聴取するという慎重な手続を踏んだ上で、上記のとおり判断しており、その判断が誤りであるということとはできない。

5 以上のことから、処分庁が本件児童について、認定基準第7節の2のDの2級相当である「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」又はEの2級相当である「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあた

って援助が必要なもの」には該当しないとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 5 年 12 月 12 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 6 年 2 月 13 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給要件に該当する障害の程度については、法第 2 条第 5 項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級及び 2 級とし、各級の障害の状態は、政令で定める」と規定されており、各級の障害の状態に係る具体的な認定の基準については、認定要領及び認定基準に定められている。

また、認定要領の 2 の (4) では、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書等によって行うこととされている。

処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定要領の 3 の (1) により置かれた医師の意見を聴取するという慎重な手続を踏んだ上で、対象児童は、認定基準第 7 節の 2 の D の 2 級相当である「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」及び同 E の 2 級相当である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しないと判断しており、その判断に不合理な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきである

とした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也